平成２３年（フ）第１８２号
群馬県邑楽郡大泉町西小泉４丁目12番20号
パナハイツハヤトＡ棟102号
債務者　神田　利香（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第２７１号
新潟市西区寺尾上６丁目17番27号、前住所新潟市西区坂井砂山４丁目17番17号　ヒルタウンなかよし３号棟311号
債務者　田村亜里沙
1　決定年月日時　平成23年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３５８号
新潟市中央区女池西１丁目１番38号
債務者　川田　堅司
1　決定年月日時　平成23年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３６２号
新潟市江南区砂岡３丁目４番18号、前住所新潟市中央区下大川前通１ノ町1937番地２　ドムスフタバ101号
債務者　松井　　大
1　決定年月日時　平成23年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５３号
新潟県上越市大字夷浜104番地
債務者　合田　邦昭
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２３年（フ）第５７号
新潟県上越市大字灰塚740番地６
債務者　猪俣　　努
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２３年（フ）第６２号
新潟県上越市仲町６丁目３番31号　ステラハイムＡ号
債務者　大堀すみ江
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２３年（フ）第６５号
新潟県上越市南城町２丁目１番７号　大和マンション106号、前住所東京都武蔵村山市三ツ藤１丁目118番地の６
債務者　冨山　博行
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２３年（フ）第６９号
新潟県上越市大字大貫4019番地の32
債務者　石川明子こと　文　　明任
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２３年（フ）第７０号
新潟県上越市大字大貫4019番地の32
債務者　石川　文夫
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２３年（フ）第７２号
新潟県上越市西本町３丁目７番11号
債務者　山田　純子（旧姓今村）
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２３年（フ）第７４号
新潟県上越市大字福田688―１　レオパレスルミエール203号、住民票上の住所新潟県糸魚川市大字新町41番地
債務者　田原　智幸
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２３年（フ）第１４４６号
名古屋市中川区富田町大字千音寺字向江3360番地の９　千音寺荘６棟204号
債務者　長縄　秀二
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１７５３号
名古屋市天白区梅が丘５丁目201番地　天白植田住宅２棟302号
債務者　若尾忠由こと　金　　成好
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８１０号
名古屋市北区天道町５丁目１番地　県営辻町住宅３街区７棟702号
債務者　八木　　裕
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８１１号
名古屋市北区天道町５丁目１番地　県営辻町住宅３街区７棟702号
債務者　八木　廣美
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６６０号
仙台市若林区新寺５丁目６番１―106号
債務者　遠藤　芳子
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係